

岩手大学教育学部附属中学校「学校いじめ防止基本方針」（概要）

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行います。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が理解できるようにします。

加えて、いじめの防止対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、及び関係機関の連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服を目指して行っていく必要があります。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「よく考え、誠をもって働く人間」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての生徒が安全に、安心して、生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員のいじめの問題に対する共通理解を図り、組織的にいじめの未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した際には、適切かつ迅速に対処します。

2 いじめ防止等の対策のための組織

（１）構成員

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭を常任とし、事案・協議内容に応じて学級担任、教科担任、部活動顧問等、関係職員を加えて構成します。

（２）取組内容

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめにかかわる研修会の企画立案
- ③ いじめ事案発生時の、調査及び指導方針の策定
- ④ 未然防止、早期発見の取組
- ⑤ アンケート及び教育相談の情報集約と全職員への情報提供
- ⑥ いじめ防止にかかわる生徒の主体的な活動の推進

3 いじめ未然防止のための取組

（１）教職員による取組

- ① 校内研修や職員会議で教職員の共通理解を図ります。
- ② 生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」を基本とし、授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行います。
- ③ 生徒が、安心・安全に学校生活を送ることができるような、生徒同士、生徒と教職員の信頼関係づくりを行います。
- ④ 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。
- ⑤ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感・成就感をもたせます。
- ⑥ 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを推進し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。
- ⑦ 全校集会や学級活動などで生徒がいじめの問題について考え、議論する機会をつくり、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ⑧ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、自主的に行う生徒会活動に

⑨ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の仕方に細心の注意を払います。

- ① 生徒会によるいじめ撲滅に関わる取組や意見箱の設置等の取組を行います。
- ② 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事等の取組を行います。

- ① P T Aの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行います。
- ② 授業参観において、道徳や特別活動等の授業を公開します。
- ③ 学校評議委員会や附属学校園の会議などにおいて、多様な立場の方々から幅広い意見を伺います。

- ① いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から信頼関係の構築に努めます。
- ② 日頃からの生徒の見守りに努め、生徒が示す変化や危険信号を逃さないようアンテナを高く保ちます。
- ③ 授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努めます。
- ④ 家庭学習ノートや個人面談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握するよう努めます。
- ⑤ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、教職員全体で情報を共有します。
- ⑥ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、積極的に認知します。
- ⑦ 家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していきます。

- ① 生徒を対象としたアンケート調査（６月・１１月）
- ② 保護者を対象としたアンケート調査（生徒アンケートと同時期）
- ③ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査（５月・１月）
- ④ ①～③以外にも、学年の実態や状況に応じて随時実施
- ⑤ 生徒からの相談に対しては、情報を共有し迅速に対応

○日常のいじめ相談（生徒及び保護者）・・・全教職員が対応

○スクールカウンセラー等の活用・・・教育相談担当・養護教諭・教育相談員・
スクールカウンセラー

○地域からのいじめ相談窓口・・・主幹教諭

○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または所轄警察署

※市町村設置の相談窓口・・・019-639-9045 盛岡市教育委員会学校教育
課教育相談室

※盛岡教育事務所のふれあい電話・・・019-629-6745（平日の9時から17時）

※24時間いじめ相談電話（県教委）・・・019-623-7830（24時間対応）

※24時間子供SOSダイヤル（県・県教委）・・・0120-0-78310（24時間対応）